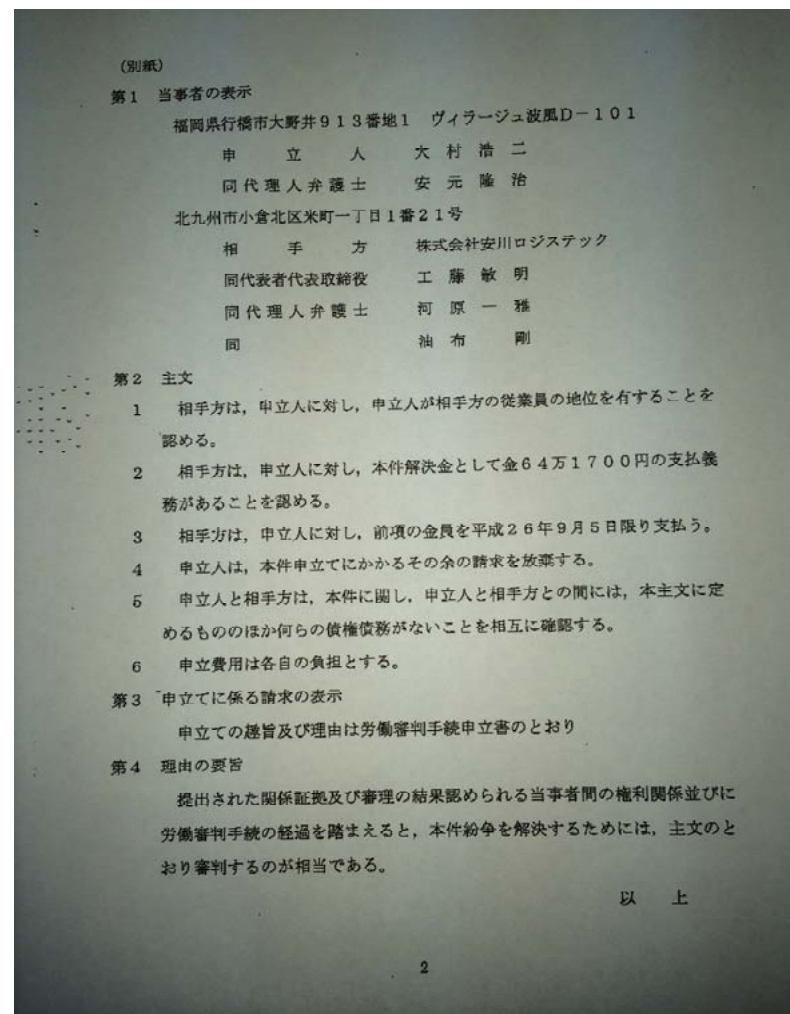


全国一般北九州支部ニュース

発行日 2014年8月30日

安川ロジステック 雇い止め事件

8.26、画期的労働審判決定出る (8.26 労働審判決定書)



(株)安川ロジステックは、貨物運送取扱事業を営む安川電機の関連会社で、北九州小倉北区米町に本社をおき、資本金2億円、従業員は240名である。

労働者のうち、正社員は労働組合に加盟しているが、多くの契約社員は非組合員で契約期間は3ヶ月か6ヶ月、定年は60歳と定められている。

今回、全国一般に加盟して会社の不当な雇い止め、実質解雇撤回に向け闘っているのは、6ヶ月契約社員の大村浩二組合員である。

大村さんは、2007年4月から派遣社員として安川ロジステックで働き、2010年9月から直接雇用され契約社員となり、7回雇用契約が繰り返されていた。

大村さんは、突如「コリン性ジンマシン」にかかり、2013年12月より4ヶ月の休業を余儀なくされた。

これに対して、会社は2014年3月20日で6ヶ月契約雇い止めを通知してきた。

そこで、大村さんは、全国一般北九州支部に加盟し分会を結成して闘いに立ち上がった。

大村さんの主張は明快である。

この解雇・雇い止めは、第1には労働契約法第19条1号に規定する事案であり、解雇は無効である。契約社員の就業規則には定年60歳制度が明記されており、事実上正社員と同様の継続的な長期契約であることが位置づけられている。

また、同法19条は、有期社員で雇用契約が反復されている場合に雇い止めにする場合は、期間の定めのない労働契約を終了させることと社会的通念上同視できるほどの理由が必要であると規定されている。従って、同法違反で解雇は無効である。

第2としては、会社の正社員には休職制度があり、私傷病で最長2年6ヶ月の休職が認められている。しかし、契約社員にはその休職制度がなく、正社員との衡平をまったく失している。

つまり、労働契約法20条にも反しているのである。同法20条は、有期社員の労働契約が、期間の定めのない正社員の労働契約の内容と相違する場合は、業務内容、責任、職務内容を考慮して不合理と認められるものであってはならない、と定められている。これにより、厚生労働省は業務との関連性がない、通勤手当、安全衛生、食堂の利用などの福利厚生については差別してはならないと具体的に通達を出している。しかし、私傷病の休職制度に関しては正社員と有期社員は衡平でなければならないとする規定も判例もない。労働法学者の間では、「有期雇用であることを理由とする格差は...休職制度...については、職務内容責任等との関連が希薄であるから、不合理で

あることが明白である」(西谷敏大阪市立大名誉教授 労働法)と指摘されていた。今回の労働審判決定は、有期社員の休業制度に関する初めての判断であり社会的意義は極めて大きいといえよう。

主文

- 1、相手方(安川ロジステック)は、申立人が相手方の従業員である地位を有することを認める。
- 2、相手方は、申立人に対し、本件解決金として金64万1700円の支払い義務があることを認める。
- 3、相手方は、申立人に対し、前項の金員を平成26年9月5日限り支払うこと。

この労働審判は、ナリッジ共同法律事務所安元隆治弁護士が代理人として申立を行っていただいた。安元弁護士の緻密且つ明快な主張が全国初の勝利決定を勝ち取ったのである。

この決定を踏まえ、今後、会社に対して、団体交渉や諸行動を積極的に取り組み、全面勝利解決を目指していこう。

ホテルニュータガワ闘争

会社は、偽装倒産で仮処分決定の履行拒否 組合は派遣先に地位確認訴訟を申し立てる

2014年3月24日、全国一般組合員2名が申し立てていた仮処分決定がでた。内容は、ホテルニュータガワのオーナーが設立している(株)アライアンスコーポレーションに対して、会社が行った組合員2名の解雇は無効であり、2014年3月から2015年2月まで、組合員2名に対して賃金を支払えという内容である。しかし、会社は、組合員3名以外の従業員約60名を仮処分決定が出る直前の2014年2月1日に(株)リセットに転籍させ、預金通帳には1円しか残さないという偽装倒産を行った。

会社は弁護士を6名雇い、なりふり構わない悪どい偽装倒産・組合つぶしを行ってきたのである。

分会組合員3名は、派遣先でホテルニュータガワオーナーが設立している(株)アライアンスファクトリーに対して、2名の賃金支払いと、分会長に仕事を与えないというパワーハラスメントに対して合計1600万円損害賠償請求と地位確認訴訟を福岡地裁小倉支部に7月30日に申し立てた。

ホテルニュータガワは、北九州市小倉北区の中心にあり将棋名人戦が開催されるなど老舗のホテルである。

しかし、その実態はまさにブラック企業で、ホテルの従業員全員はホテルオーナーが設立した派遣会社社員。その派遣会社は、消費税逃れのため2年ごとに会社を解散している。従業員には残業代は一切支払わず、休日は1ヶ月5日、年休も一切取得できない。さらに、社会保険料の標準報酬月額もごまかすなど違法のオンパレード。労基署も休日出勤手当の支払いの是正勧告を出しているが会社は無視し続けている。

2013年2月、会社に解雇通告された女性営業社員が全国一般に加盟して解雇を撤回させ職場復帰した。その結果、組合員のみ、休日が1ヶ月9日に増え、標準報酬月額を是正、残業手当も過去に遡及し全額支払わせた。他の従業員は、この全国一般組合員が労働条件を改善させたことから、組合の呼びかける集会に参加してきた。

すると、会社は、従業員を一人ひとり呼び出し、脅すなどして組合加盟を阻止してきた。2013年8月、新たに2名が組合加盟すると、会社は、分会長を10月1日付けで宴会係から清掃係に配置転換、副分会長は、9月末で懲戒解雇、書記長は10月20日付けで解雇するという、まさに露骨な組合潰しを行ってきた。副分会長の懲戒解雇理由は、病気休暇中にパチンコに行ったという虚偽報告による休暇取得。書記長の解雇理由は、禁煙場所でタバコを吸ったなどというものであった。

この闘争も断じて負けられない。今後、抗議行動と法廷闘争で勝利解決を目指そう。

岡野バルブ製造分会

6.11、地位確認の労働審判決定出る

北九州市門司区に本社を置く岡野バルブ製造(株)は、主に原子力発電のバルブなどを製造している会社である。

この岡野バルブ製造(株)は、高齢者雇用安定法に反して、60歳定年をむかえる労働者を全員雇用する制度を作っておらず、ハローワークからも行政指導がされていた。

このようななか、会社で約40年間働いてきた蝶野さんが2



(8.19 岡野バルブ製造本社前 申し入れ行動)

014年2月末に60歳定年を迎えた。

蝶野さんは、平和運動、反原発運動を会社の中で行ってきた数少ない組合員であった。会社は、当初蝶野さんの再雇用を拒否していたが、そのことが法律違反であることから2014年2月25日になって、突如パートで時給800円なら雇用すると通知してきた。

このパート賃金では、定年60歳の年収の21%にしかならず、月額12万円しかない。妻と子供3人で到底生活できる賃金ではない。

全国一般、門司地区労センター、北九州雇用問題を考える会、ユニオン北九州、原水禁、原水協、社民党、部落解放同盟、カトリック教会など多くの組織や仲間が、2014年3月1日以降、会社門前での抗議活動を取り組んだ。

6月11日、福岡地方裁判所は労働審判の決定で、蝶野さんについては3月1日に遡及し地位確認を認める、まさに勝利決定をだした。

しかし、会社は異議申立を行い、現在本訴で争われている。蝶野さんを職場に戻す会は、8月19日、会社に対して早急に職場復帰を強く申し入れた。

裁判は、第1回弁論が8月28日に開催され、次回は10月3日となっている。職場復帰まで闘い抜こう。

全て争議分会の勝利を勝ち取ろう

全国一般北九州支部には、その他にも、子会社ヴァーナル・アシストから解雇され、親会社(株)ヴァーナルに地位確認訴訟を闘っている「ヴァーナル・アシスト分会」の闘い、生活できない賃金の

改善を求めてストライキを執行したのに対して解雇され地位確認訴訟と損害賠償訴訟を闘っている「太郎運送分会」の闘い、1年契約の社員が2年目で雇い止め解雇され地位確認の労働審判を闘っている「にしけい分会」の闘いなど、多くの分会が闘っている。

地本役員選挙、ストライキ権確立投票を全組合員で成功させよう!

全国一般福岡地本は、来る9月27日~28日、レイクサイド久山で第55回定期大会が開催される。今年度は、役員改選の年であり、下記の新役員の立候補があり、組合員全員による選挙が行われる。また、1年間のストライキ確立投票も同時に行われる。投票期間は8月30日から9月20日となっています。全組合員が投票し、新役員体制の樹立、ストライキ権の確立を成功させよう。

(福岡地方本部役員投票用紙)

2014福岡地本役員選挙 投票用紙

投票期間 2014年9月27日

福岡地本選挙管理委員会 委員長 藤田 新一郎

一括して信任する場合は左記の枠に「○」を記入してください。個別に信任・不信任の場合は下記の候補者の信任・不信任欄に「○」のみを記入してください。

役職名	氏名	出身支部分会名	信任	不信任
1 執行委員長	山岡 直明	北九州(支部専従委員長)	新	
2 副執行委員長	泉野 時彦	福岡(支部専従委員長)	新	
3 同	阿具根 真哉	大牟田(大牟田連合)	前	
4 同	吉岡 潤二	筑後(チクホー)	新	
5 書記長	河村 敏昭	筑豊(支部専従書記長)	新	
6 書記次長	杉谷 富男	福岡(にしけい)	新	
7 執行委員	上田 良夫	福岡(西部B1-3297-9-2)	前	
8 同	高野 正春	北九州(玄洋)	前	
9 同	山口 徹也	筑豊(清々舎)	前	
10 同	花島 泉	筑後(チクホー)	新	
11 同	近藤 辰美	大牟田(大牟田連合)	前	
12 会計監査	中村 重樹	筑後(久留米文化振興)	前	
13 同	小手川 君代	北九州(支部地域)	前	